

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法  
及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律

案(鈴木寛君外六名発議)(参第六号)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(以下「人材確保法」という。)の一部改正

1 義務教育諸学校の教育職員については、少人数の児童又は生徒による学級の編制、複数の教育職員の協力による指導等により、きめ細かな教育を行うことができるよう、その十分な人数の配置を確保するために必要な措置が講じられなければならない旨の規定を新設すること。

2 1に伴い題名等の改正を行うこと。

二、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

1 独立行政法人等における人件費の総額の削減を定めた規定の対象から国立大学法人等を除外する等の

改正を行うこと。

2 公立学校の教職員その他の職員の総数について児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるための措置を講ずる旨を定めた規定を削除すること。

3 人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行うこと等を定めた規定を削除すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。